

『令和4年3月以降に決算を迎える法人が注意すべき税制』について、「人材確保・賃上げ」「法人税の軽減税率」の2つの視点からポイントを解説いたします。

人材確保や賃上げに関する税額控除制度

① 人材確保等促進税制（青色申告する全企業、個人が対象）

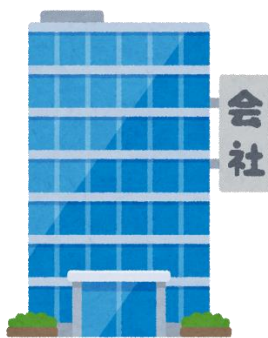
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始される各事業年度対象

新規雇用と人材育成投資のため、**新規**雇用者給与等支給額の増加要件を満たすことで、**新規**雇用者給与等支給額の15%の税額控除を認める制度です。

新規雇用者給与等支給額※1が新規雇用者比較給与等支給額（前年度の新規雇用者給与等支給額）に対して2%以上増加したときは、**控除対象新規雇用者給与等支給額※2**の15%相当額の税額控除が認められます。

また、上乘せ措置として、上記の要件を満たした上で、**教育訓練費※3**が比較教育訓練費（前年度の教育訓練費）の額に対して20%以上増加した場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%相当額の税額控除が認められます。

			令和3年4月1日～令和4年3月31日（開始事業年度）
適用要件		給与総額の増加率	$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$
			新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上
税額控除	控除率	基本	15%相当額
		上乘せ（教育訓練費）	20%相当額 $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費}}{\text{比較教育訓練費}} \geq 20\%$ 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
	（注）控除上限額		当期の法人税額×20%



《上記※1～※3の用語の説明》

※1 新規雇用者給与等支給額

- 国内新規雇用のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与などの支給額

※2 控除対象新規雇用者給与等支給額

- 適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与などの支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

※3 教育訓練費の額

- 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。

《年度途中で採用された新規雇用者の考え方》

年度途中で採用された新規雇用者については以下の表を参考に新規雇用者給与等支給額の算定を行うこととなります。事業年度が切り替われば、算定に含める年度も切り替わるイメージです。

	前年度（令和2年度）												適用年度（令和3年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者A R2.4採用	雇用開始																							
新卒採用者B R3.4採用													雇用開始											
中途採用者C R2.6採用			雇用開始																					
中途採用者D R2.12採用									雇用開始															
中途採用者E R3.5採用													雇用開始											
中途採用者F R3.7採用																雇用開始								
中途採用者G R1.10採用																								

青色部分の合計が
新規雇用者比較給与等支給額

赤色部分の合計が
新規雇用者給与等支給額



②所得拡大促進税制（中小企業者等対象）

中小企業者等については、令和3年4月1日以後開始事業年度において、賃上げと雇用促進の2つの観点から、雇用者給与等支給額（企業全体の給与）の増加要件を満たすことで、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を認める制度です。①の人材確保等促進税制との選択適用が可能です。

雇用者給与等支給額が雇用者比較給与等支給額に対して1.5%以上増加したときは、控除対象雇用者給与等支給額の15%相当額の税額控除が認められます。

また、上乘せ措置は、雇用者給与等支給額が雇用者比較給与等支給額に対して2.5%以上増加し、かつ、図表記載のいずれかの要件を満たすと、控除対象雇用者給与等支給額の25%相当額の税額控除が認められます。

		令和3年4月1日～令和4年3月31日（開始事業年度）	
適用要件		給与総額の増加率	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{雇用者比較給与等支給額}}{\text{雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率1.5%以上
		基本	15%相当額
税額控除	控除率	上乘せ （教育訓練費）	25%相当額 $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{雇用者比較給与等支給額}}{\text{雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$ ※雇用者給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上、かつ、次のいずれかを満たすこと ・教育訓練費が対前年度増加率10%以上 ・認定経営力向上計画における経営力向上の証明がされたこと
		（注）控除上限額	当期の法人税額×20%

法人税の軽減税率

中小企業者等において、800万円までの課税所得に適用される軽減税率は本来19%ですが、令和3年3月期決算申告までは、特例措置により15%に引き下げられていました。この措置が延長となり、令和5年3月31日までに開始する事業年度まで15%が適用されます。

詳しくは、下記サイトなどをご参照ください。

（出典）経済産業省：「人材確保等促進税制」御利用ガイドブックより

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>